

国立市第5期基本構想 第3次基本計画(素案)について

■ 本日説明させていただくこと

- 「総合基本計画」について
- 「基本構想」について
- 「基本計画」について
- 「第3次基本計画(素案)」の概要
- 今後の主な検討事項と今後の予定

「総合基本計画」について

総合基本計画＝基本構想＋基本計画＋実施計画

- ・基本構想

市の総合的な運営方針を定める最上位計画

- ・基本計画

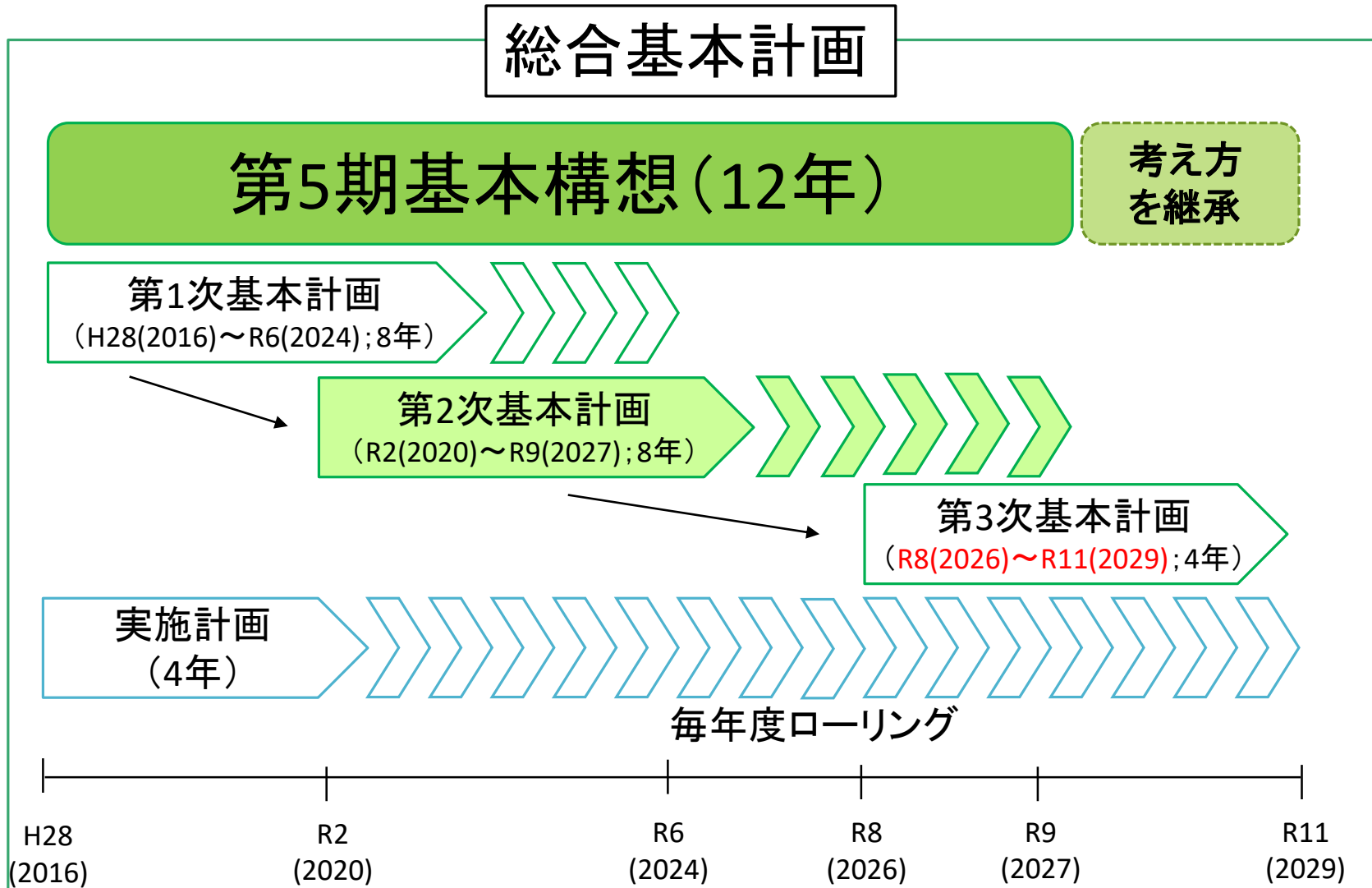
基本構想に基づき、まちづくりの目標を達成するための具体的な事業を推進するための指針を示す計画

- ・実施計画

基本計画における施策を実際の事務事業としてどのように実施していくか明らかにした計画

「総合基本計画」の計画期間

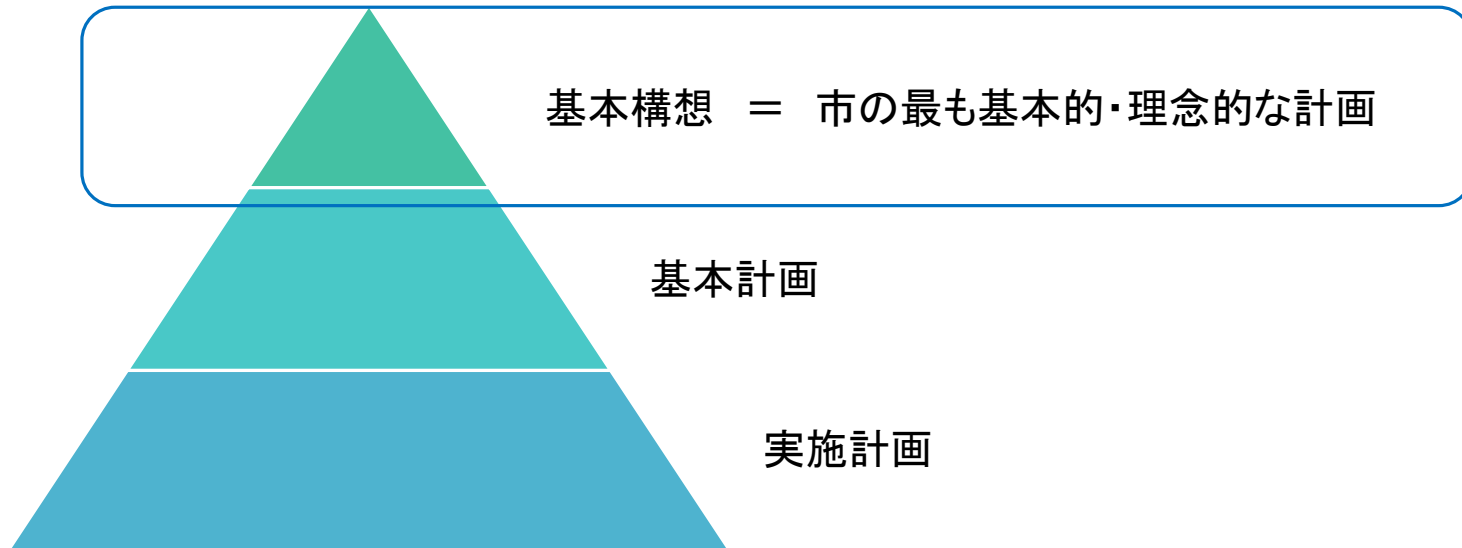
基本計画(素案)1ページ



基本構想とは

地域における総合的かつ計画的な行政の運営方針

まちづくりの基本理念を定めるとともに、目標年次までのまちづくりの目標や目標達成のための基本的施策を明らかにし、基本計画・実施計画・その他の事務事業計画の基礎となる**市の最上位計画**として位置づけられる。
(基本構想抜粋)



基本構想の内容

○基本理念

- ・「**人間を大切にする**」（第一期基本構想（50年前）から不変）

○まちづくりの担い手

- ・思いやりを持ち、それぞれの違いを認めあい支え合う市民
- ・平和を愛し、豊かなまちと文化を創造し、まちとともに歩む市民
- ・自然に学び、自然を守り、自然とともに生きる市民

○都市像

- ・「文教都市くにたち」

○まちづくりの目標

- ・学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち
- ・文教都市くにたち

○政策の視点

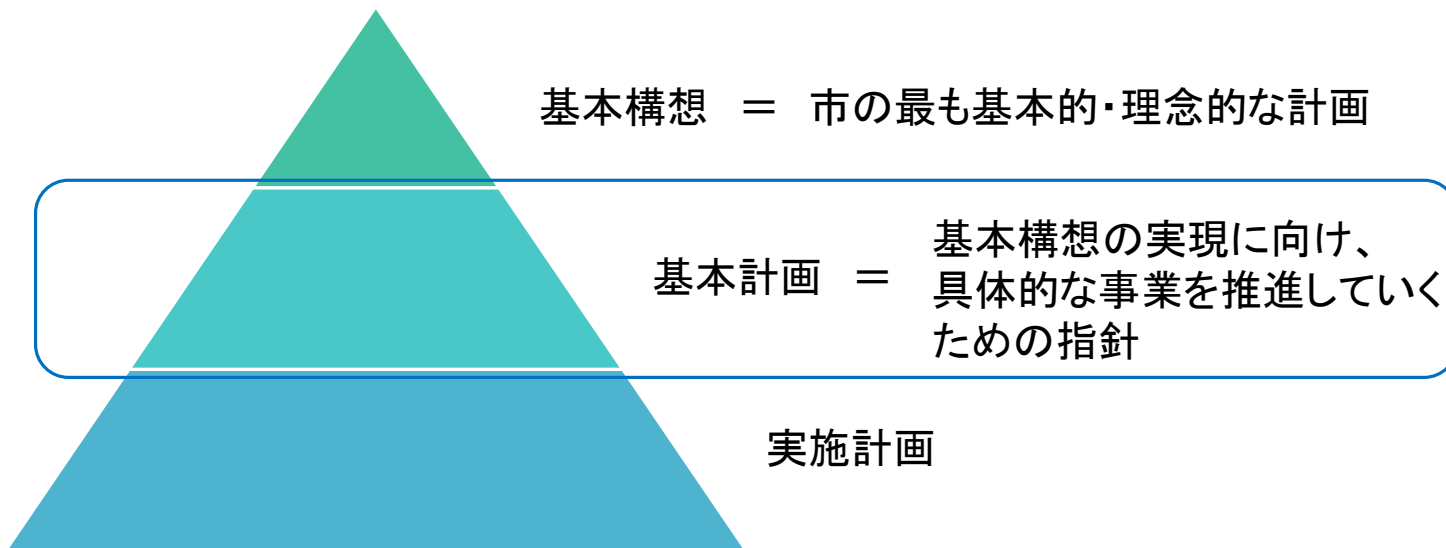
- ・次世代の育成
- ・安心・安全の確保
- ・国立ブランドの向上

基本計画とは

基本構想にある

- ・「まちづくりの目標」の実現
- ・「まちづくりの政策」の推進

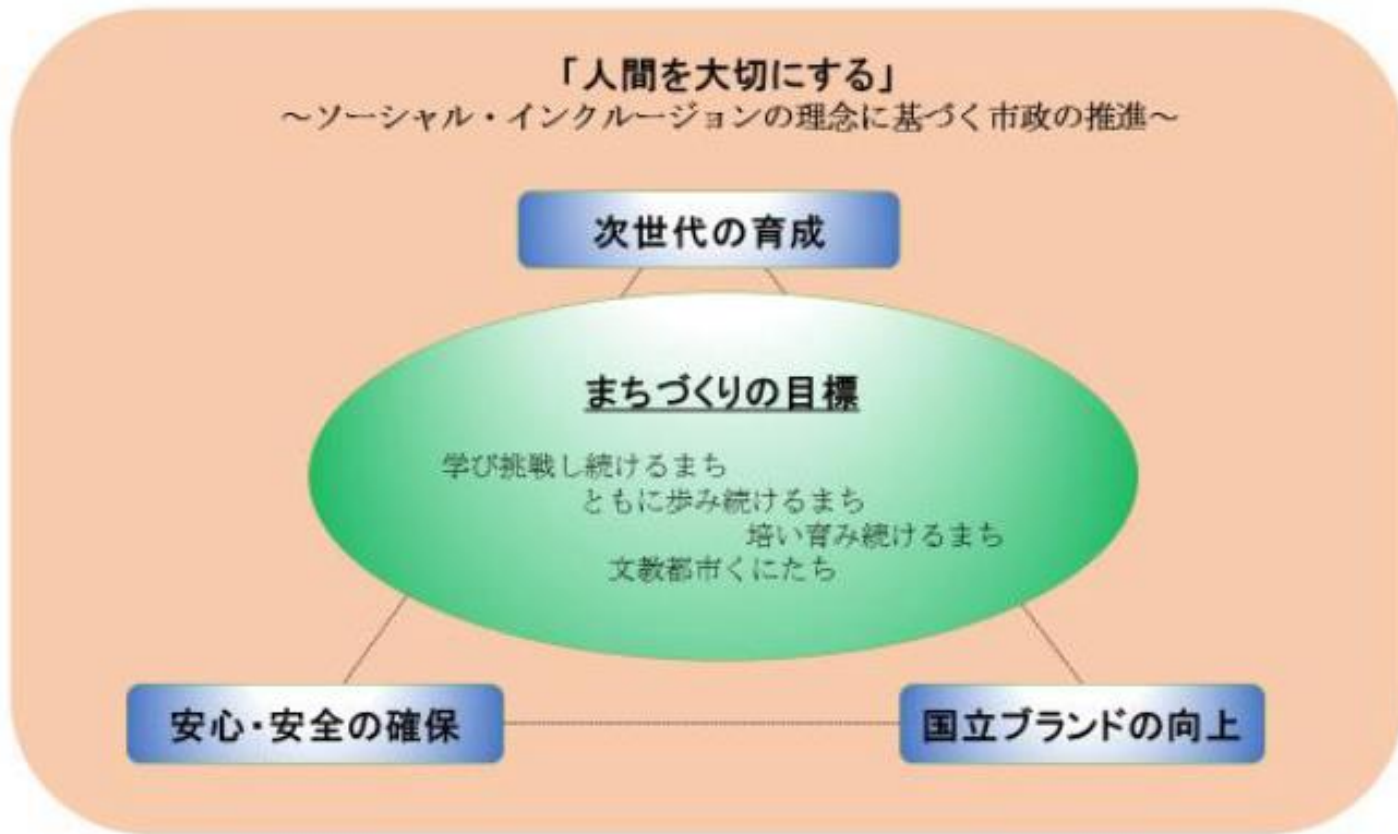
に向けた具体的な事業を推進していくための指針



第3次基本計画の前提となる考え方①

基本計画(素案)2ページ

○第5期基本構想の考え方



第3次基本計画の前提となる考え方②

基本計画(素案)3ページ

○国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例

- ・平成31(2019)年4月1日施行。
- ・まちづくりの基本理念「人間を大切にする」に対応して条例化したもの。
- ・市が実施する施策や事業にはソーシャル・インクルージョンの視点が求められている。

○ソーシャル・インクルージョンとは

- ・全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと
(国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例前文より)

第3次基本計画で実現すべき目標①

基本計画(素案)4ページ

○市民との対話を重視した市政運営

- ・価値観の多様化から、市民との対話を通じて多様な意見を聞き取り、より公平で柔軟な市政運営が必要。
- ・市の様々な取組において、あらゆる対話の場を用意し、市民が参加しやすい環境を整備。
- ・大人の意見のみでなく、子どもの意見も聴取する。

⇒ 魅力的かつ持続可能な市政運営を目指す。

第3次基本計画で実現すべき目標②

基本計画(素案)4ページ

○健康まちづくり

- ・「健康まちづくりプラン」(令和6年3月策定)において、肉体的・精神的・社会的に満たされた状態である「ウェルビーイング」をまちづくりの根幹に据えることとした。
- ・「健康まちづくりプラン」では、目指すべき3つの方向性として「Ⅰ. つながり、集えるまち」「Ⅱ. 楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち」「Ⅲ. 多様で豊かな食と文化を志向するまち」を掲げている。
- ・既に行われている取組及び新たに行う取組について、
「健康まちづくり」の視点で検討し、取組にその考え方を反映させていくことによって、
目指すまちの姿(市民一人ひとりが可能性を高めきらりと輝けるまち)を実現する。

第3次基本計画の重点項目とは

基本計画(素案)8ページ

○重点項目とは

基本構想に掲げた目標の実現に向けて、限りある行政の経営資源を最適に活用しながら、重点的・優先的に推し進めていく事業群を表すもの

○第3次基本計画の重点項目

- ・子育て世代・現役世代の増加と地域の魅力発信、
地域経済の活性化
- ・安心・安全に暮らすことのできる環境づくり
- ・健幸・つながりのまちづくり

第3次基本計画の重点項目①

基本計画(素案)9ページ

○子育て世代・現役世代の増加と地域の魅力発信、地域経済の活性化

- ・地域の担い手の確保等のため、現役世代の人口減少をできるだけ食い止めることが重要
- ・子育て世代が「住みたい」「住み続けたい」と思える都市に向けたまちづくりの推進
- ・地域経済の活性化の促進
- ・シティプロモーションの推進
- ・「国立ブランド」は、引き続き守り育てていくとともに、効果的に市内外へ発信

⇒ 居住者や来街者の増加を目指す。

第3次基本計画の重点項目②

基本計画(素案)9ページ

○安心・安全に暮らすことのできる環境づくり

- ・自然災害への備え、犯罪対策、高齢社会においても安心して地域で暮らすことのできる環境づくり等のため、安心・安全の重要性が高まっている。
- ・これまでの取組は推進するするとともに、緑や水環境などの生活に身近な自然環境や、農のある風景の保全など、安心・安全に暮らすことができるための取り組みを進める。
- ・狭あい道路の拡幅、鉄道と道路との立体交差化による踏切解消などにより、安全な歩行・交通環境の整備や防災機能の向上等を図り、安全で快適なまちづくり、都市基盤の整った生活利便性の高いまちづくりの推進。

第3次基本計画の重点項目③

基本計画(素案)10ページ

○健幸・つながりのまちづくり

I. つながり、集えるまち

市民や団体、事業者などが相互につながり、活動できる環境を整えることや、居場所などにおける地域住民の主体的な活動の充実を図り、そこにつながる環境を整備することが重要。

II. 楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち

安心して移動できる環境を確保するとともに、移動の支援を併せて推進、また、市民が外出したいと思える、魅力ある場所やイベント・事業も重要。

III. 多様で豊かな食と文化を指向するまち

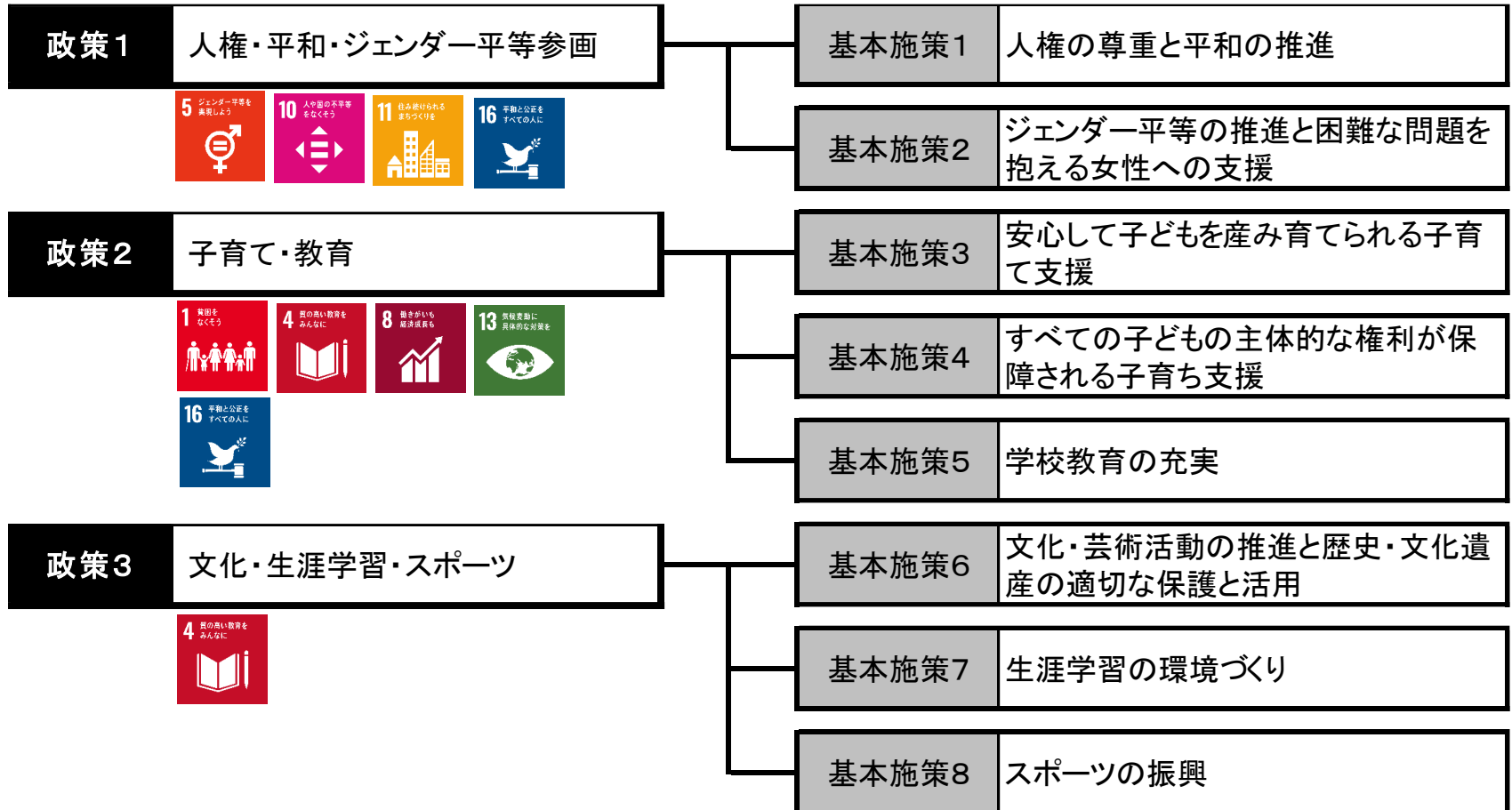
食は、身体を作る栄養の面だけでなく、食文化や自然環境、食を通じた人とのつながりなど、健康における様々な分野と密接に関わる。また、歴史的文化遺産が点在する国立市には文化や芸術に触れる機会が多くあり、生活の中で文化や芸術を楽しむこと、自ら活動に参加する機会を増やす。

⇒ 「集まりの場」を充実等により、
市民一人ひとりのウェルビーイングの向上を目指す。



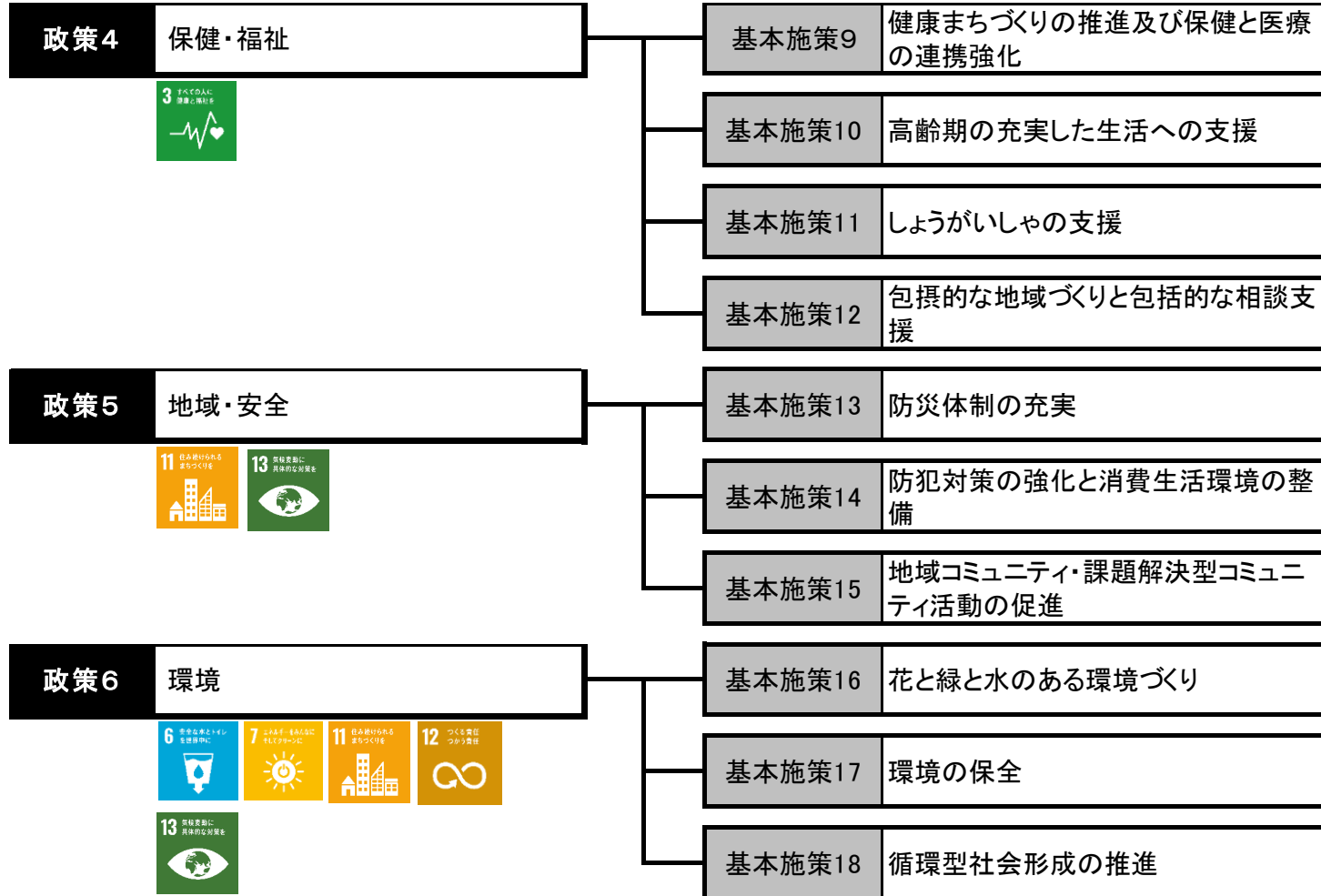
第3次基本計画の施策体系①

基本計画(素案)12ページ



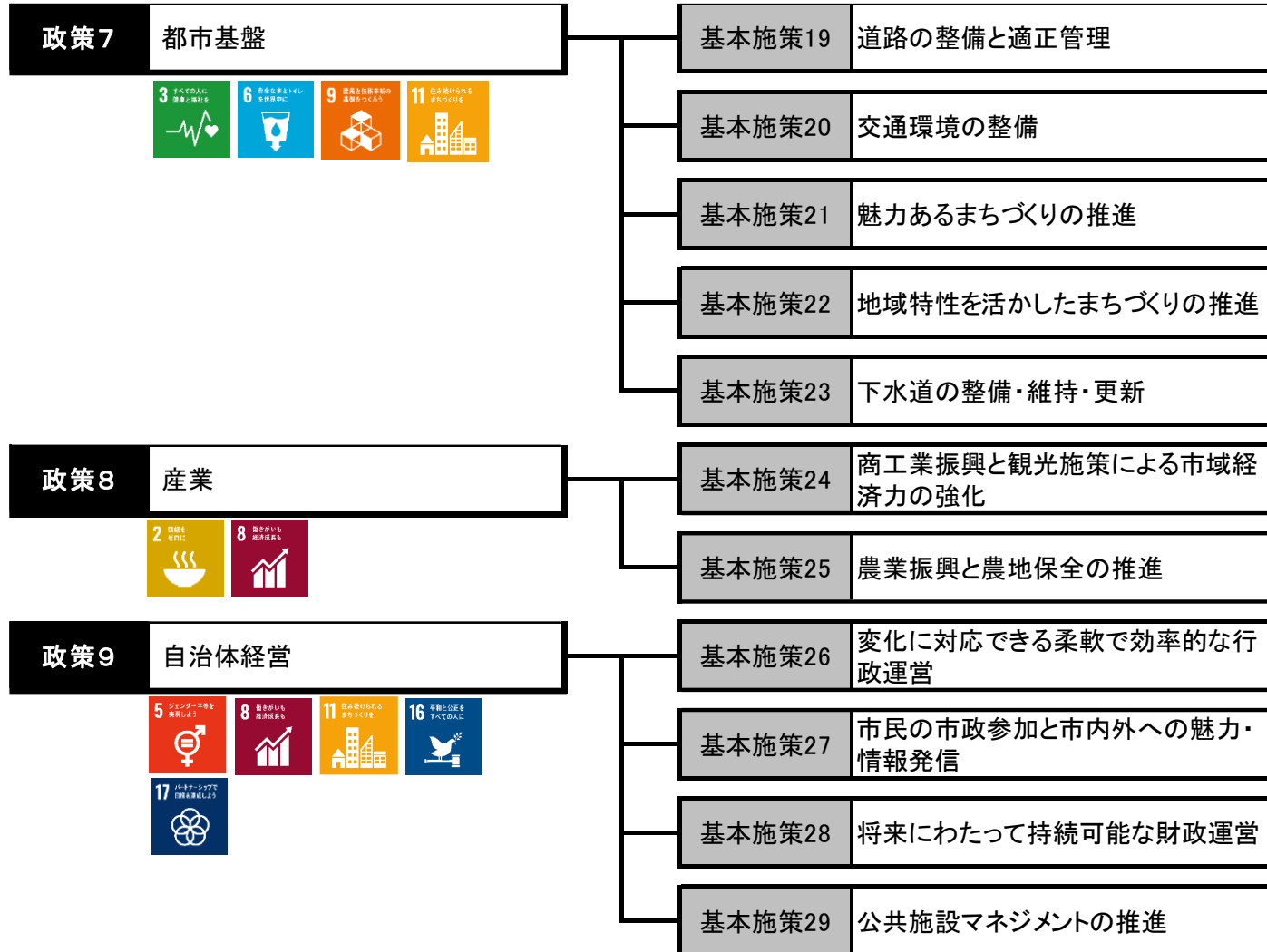
第3次基本計画の施策体系②

基本計画(素案)12ページ



第3次基本計画の施策体系③

基本計画(素案)13ページ



基本施策の見方①

【現状と課題】

- ・社会状況
- ・国や東京都の動向
- ・国立市の現状と課題等について記載

VIII 基本施策

【政策1】人権・平和・ジェンダー平等参画

基本施策1 人権の尊重と平和の推進

【施策統括課：市長室 主な関係課：オンブズマン事務局、公民館】

<現状と課題>

- 昭和23(1948)年の世界人権宣言から77年経過した現在でも、世界各地で戦争・紛争が絶えず、また、反DEI(「Diversity(多様性)」、「Equity(公平性)」、「Inclusion(包括性)」)の動きが近年高まるなど、「人権の世紀」と呼ばれる21世紀においてもなお、人権が尊重され平和な社会となっているとは言い難い状況があります。
- 国内では、平成28(2016)年に差別解消三法(略称：障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法)の成立以降、平成31(2019)年にアイヌ施策推進法(略称)、令和5(2023)年にLGBT理解増進法(略称)、令和6(2024)年に困難女性支援法(略称)が成立し、個別の人権分野について法整備が進められてきました。
- 国立市では、平成29(2017)年4月に総合オンブズマン制度を発足し、市行政に対する苦情に対応して簡易迅速な問題の解決に取り組んでいます。また、子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を受けるとともに、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動を行っています。
- さらに、平成31(2019)年4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本

基本施策の見方②

【施策の目的及び体系】

施策の推進によって目指すべきまちの姿と、施策を構成する展開方向(基本的取組)の体系を記載

【目的】

施策を構成する展開方向(基本的取組)ごとに目的を記載

【手段】

目的の実現に向けた具体的な手段を記載

【指標】

事業実施による成果を把握するための指標とその現状値・目標値を記載(検討中)

<施策の目的及び体系>

一人ひとりの多様性を認め合い、個人の人権を尊重することにより、不当な差別や暴力のない地域社会を築くとともに、平和について日常の中で考え行動する平和文化を根付かせていきます。

基本施策1 人権の尊重と平和の推進

展開方向1 教育・啓発による人権意識の向上

展開方向2 平和意識の醸成と平和文化の創出

<展開方向1：教育・啓発による人権意識の向上>

【目的】

ソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、人権や多様性について一人ひとりが主体的に学び、考え、行動することができる地域作りを目指します。

【手段】

- ◆基本方針、推進計画に基づく取り組みを推進し、人権・平和のまちづくりを総合的に推進します。
- ◆事業者や関係機関・団体等と連携した取組を推進するとともに、市民を対象とした啓発活動について、特に子ども達への人権教育を学校、関係機関等と連携して取り組みます。
- ◆オンブズマン制度を活用し、市行政等の苦情及び子どもに対する人権侵害の救済を図ります。
- ◆インターネット上の人権問題への対応を含め、人権救済についての対策を検討します。
- ◆市職員への人権研修を通じて、職員の人権意識の向上を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値(KPI ⁴⁾)	
				2027 年度	2029 年度
※調整中					

今後の主な検討事項

○人口推計を行うとともに人口推計に基づく必要な対応について検討

○基本施策体系の整理

- ・住宅施策の整理
- ・シティプロモーションと観光施策の整理
- ・地域コミュニティと地域の居場所づくりの整理

○市民意見の反映

⇒より良い計画の策定、またより良いまちづくりを行うため、
ぜひ皆さまのご意見やご質問等をお聞かせください。

今後の予定

○パブリックコメント(10月15日まで)

○基本計画(素案)を修正し、
基本計画(原案)の公表、パブリックコメント(令和8年1月頃を予定)

○計画(案)の作成(令和8年2月頃)

○計画決定(令和8年3月末)